外国人との婚姻による氏の変更届

(8)

外国人男と婚姻し、戸籍の筆頭者である日本人女から 戸籍法107条2項による氏の変更届がある場合

「婚姻後6ヶ月以内に届出をしてください。 6ヶ月経過後は家庭裁判所の許可が 必要です。

変更前の氏名を記載してください。

外国人との婚姻に よる氏の変更届

(戸籍法107条2項の届)

平成 28 年 8 月 20 日届出

神奈川県綾瀬市長 殿

受理 平成 年 月 日 発送 平成 年 月 日 묵 長 送付 平成 年 月 書類調査 戸籍記載 記載調査 附 票 住民票 住民票

	11131717171	777.15 20 1/02							
(1)	(よみかた) 氏を変更するの 氏 名	まきの ・(変更前)氏 牧野	卑弘	名	昭和	60	年 6	月 6	日生
	住 所	神奈川県綾瀬市上土棚南1丁					番地 番	17	垧
(2)	住民登録をして	世帯主 の氏名	牧野	旦	2弥呼				
(3)	本 籍	神奈川県綾瀬市大上八丁目2 番地							
		筆頭者 の氏名	牧野	旦	2弥呼				
(4)	(よみかた) 氏	^{変更前} 牧	野		変更復		<u>あーてい</u> 7ーティ		
(5)	配偶者の氏名	_	₹ Fィアート			エリオ	名 トットサ	ンダーフ	z
(6)	婚姻年月日	平成 2	8 年	8	月	20	日	`	
(7)		(氏を変更する人の)	■籍に他の人	がある場	合のみ書	いてくた	ごさ い)		
	氏を変更した 後 の 本 籍						·番地 番	t	

・外国人配偶者の子に継承される部分が 変更後の氏です。

・変更後の氏は、カタカナで記載 (中国人、韓国人等本国において、氏名を漢字で 表記しているものを除くしてください。

・住民登録上の外国人の通称名の氏に変更する 場合や、外国人配偶者の氏の一部に変更する 場合は、家庭裁判所の許可が必要です。

・外国人のかたの氏名はカタカナで氏・名 の順でフルネーム(ミドルネームを含めた 戸籍上の氏名)を記載(中国人、韓国人 等本国において、氏名を漢字で表記して いるものを除く)してください。

戸籍に他に同籍者がいる場合は、 新しい戸籍を記入してください。

すでに子がいる場合は 同じ戸籍にある「長男(長女) とその他欄に記入してください。

子の氏の変更には、別途入籍届が 必要です(家庭裁判所の許可は不要)

次の人の父母欄の氏を更正してください。 そ (9) の 他 届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)

牧野

卑弥呼

ED

変更前の氏名で署名してください。 押印は任意です。